

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日と翌日)
(その日)

目次

◇告 示 県営土地改良事業の変更計画の決定

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

告 示

鳥取県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、昭和三十九年度から着工している県営土地改良（千代地区ほ場整備）事業の変更計画を定めたので、同法同条第六項において準用する同法第八十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十六年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所及び河原町役場

四 異議申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に異議申立てをすること。

鳥取県告示第三十八号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十六年一月十二日から施行する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

大阪府八尾市